

平成 3 1 年
第 3 回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔○期日：平成 3 1（2 0 1 9）年 2 月 2 1 日（木）
○会場：西那須野庁舎 3 F 3 0 4 会議室〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成31（2019）年2月21日（木）
 - ・開会：午後 3時00分
 - ・閉会：午後 5時15分

2 会場

- 西那須野庁舎 3F 304会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※前回会議録署名委員

- ・臼井 祥朗 委員
- ・田村 伸之 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 織田 康

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 北村 議徳
- 学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 渋井 尚子
- 教育総務課総務係長 菊地 直路
- 教育総務課総務係主査 室井 敬弘

6 傍聴人

- なし

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第1号 平成30年度3月補正予算（教育費関連）の概要について
(教育部) …可決
- 議案第2号 平成31年度当初予算（教育費関連）の概要について（教育部）…可決
- 議案第3号 学校給食費の額の改定及び学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃
に対する公費負担の実施について (教育総務課) …可決
- 議案第4号 平成30年度那須塩原市教育支援委員会の審議結果の決定について
(学校教育課) …可決
- 報告第1号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- 報告第2号 平成30年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

■会議録

1 開会

- 午後3時00分、大宮司教育長が平成31年第3回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

それでは、平成31年第3回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。
次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

もう2月も残すところあと僅かです。ここのところ天気が大変良く、山肌を見るとまるで4月頃の景色のようです。

今日、午前中、那須地区の教育長部会議がありまして、那須町の教育長が仰っていましたが、那須岳方面に行っても、道路脇に殆ど雪がない状況とのことでした。「今まで、この時期でこのような景色は見たことがありません」と話されていました。春以降、水不足が心配されます。

一方、県立高校の願書の受付が始まり、受験も大詰めになりました。来月9日には、中学校と義務教育学校の卒業式を迎えます。各学校においては、年度の総仕上げに入っている時期だと思われます。

行政関係としては、明日から3月定例議会が開会となります。来年度の予算編成、条例の制定・改正等々、各種の議案審議が行われます。

今日の定例会では、3月議会に関連する議案も付議しております。本日も、どうぞよろしくお願いします。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が前回会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく臼井委員及び田村委員が指名され、会議録に署名を行った。

4 教育長報告

○大宮司教育長

次に、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告につきましては、特定の個人に関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、非公開といたしたいと思っております。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

5 付議事件

＜議案第1号について＞

○大宮司教育長

それでは、5の「付議事件」に入ります。

はじめに議案第1号「平成30年度3月補正予算（教育費関連）の概要について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

○教育部長

【提案理由】

平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（3月補正）を那須塩原市議会定例会（3月議会）に上程するに当たり、教育予算について教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

東那須野中学校の下水道工事の説明がありましたが、浄化槽処理から下水道接続に切り替えたということです。東那須野中学校以外にも、未だに下水道に接続していない学校は、結構あるのでしょうか。

○教育総務課長

基本的に下水道が未整備のエリアにある学校は、下水道未接続です。逆に、近隣の道路に下水道の本管が整備されている学校の場合は、すべて下水道に接続しております。

○神島委員

今回、東那須野中学校の場合は、近隣に下水道の本管が新たに整備されたことによ

って、接続できるようになったということでしょうか。

○教育総務課長

当件に関しては、経緯がございます。東那須野中学校の場合、これまでは浄化槽で処理していたわけですが、浄化槽が故障してしまいました。そこで、浄化槽を更新すると、かなりの経費が生じることが判明しました。東那須野中学校の南側に横断している県道黒磯那須北線の四車線道路の駅側のエリアまでは下水道が整備されていました。

したがって、そこから県道を横断する形で、東那須野中学校まで下水道本管の延伸工事をすることによって、浄化槽処理から切り替えたという特別な事情があります。浄化槽を更新する場合、かなりの経費が発生するという問題を考慮したほか、下水道を延伸する方法であれば、学校のみならず近隣の住民の皆さんにも恩恵がありますので、上下水道部と連携を図り、そのような措置を講じました。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第1号「平成30年度3月補正予算（教育費関連）の概要について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第2号について>

○大宮司教育長

次に、議案第2号「平成31年度当初予算（教育費関連）の概要について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育部長。

○教育部長

【提案理由】

平成31年度那須塩原市一般会計予算（当初）を那須塩原市議会定例会（3月議会）に上程するに当たり、教育予算について教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第2号「平成31年度当初予算（教育費関連）の概要について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第3号について>

○大宮司教育長

次に、議案第3号「学校給食費の額の改定及び学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃に対する公費負担の実施について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

学校給食費の額を改定すること及び児童生徒に対し、学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃を公費負担することについて議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

実は、今日の午前中は塩原地区の学校活動に参加し、給食もいただけてきたところです。大変美味しくいただきました。給食費については、合併後1回見直したただけでした。そのような中、これまで栄養教諭の皆さんにおかれては、工夫しながら美味しい給食を提供する努力を重ねていただきました。

確かに、今回、先生方の給食費は値上げになりますが、一般的な昼食代と比較すれ

ば、それでも安い方だと思います。大変良い事業だと思っています。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

「主食である米飯やパン及び牛乳の価格上昇により、おかずなどの副食代に充てる金額が年々減少している」と資料の説明にあります。その副食代自体、価格が上昇しているものがあると思います。副食代の価格上昇分の負担は、今回の措置で対応できるのでしょうか。

○教育総務課長

給食の賄材料費に関しては、学校給食法に基づき、原則、保護者負担です。

確かに、副食代の方も物によって価格が上昇しています。今までは、給食費の中に米飯加工賃分も含まれていました。それを公費負担することによって、副食代を充実させるということです。

○田村委員

同じ教職員であるにも関わらず、小学校と中学校の場合で、給食費が違っている理由は、何かあるのでしょうか。

○教育総務課長

先ず、小学校の児童と中学校の生徒で料金が違う理由は、単純に量の問題です。そこで、先生の対応ですが、現実的に先生の分と子どもの分で区分できないということがあります。

例えば、中学校の御飯を、小学校の先生のために納品するという措置をとる必要がありますが、現実問題として管理上、厳しいものがあります。したがって、小学校においても、児童と先生は同じ対応としています。

○大宮司教育長

学校給食は、全国的にどの自治体でも実施しているのかといえば、そうでもありません。例えば、横浜市では給食がありません。弁当を買っています。他にも学校給食を実施していない自治体は、結構存在しています。

本市の場合、何とか、これまで給食費の値上げをせずに、調理現場がやり繰り工夫しながら値段を抑えつつ取り組んできましたが、それも限界になってきたということです。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第３号「学校給食費の額の改定及び学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃に対する公費負担の実施について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第４号について>

○大宮司教育長

次に、議案第４号「平成３０年度那須塩原市教育支援委員会の審議結果の決定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○学校教育課長

【提案理由】

平成３０年６月１５日付け那塩教委学第２０５号で那須塩原市教育支援委員会に諮問をした在籍児童生徒及び平成３１年度新就学予定者に係る特別支援教育の教育的措置について、平成３１年２月１９日付けで同委員会から答申がなされましたので、審議結果を決定するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

今後、この結果に関しては、保護者にお知らせした中で、保護者の理解が得られなかった場合、また別な選択肢があるということでしょうか。

○学校教育課長

先ず、この教育支援委員会前に、「審議にかける」という点では保護者の同意を得ています。したがって、保護者の希望通りの結果であれば、そのまま手続きが進んでいくと思います。保護者の希望と違った結果であれば、個別に相談しながら対応することになります。

○臼井委員

以前の就学指導委員会時代の場合、事前の保護者の同意がありませんでした。した

がって、教育委員会の結果に対して、半分が同意し、半分が別な希望を示すという感じだったと思われます。今回、仮に、この結果を保護者に拒否された児童生徒にあっては、教育委員会又は学校において、人の配置など、また違った対応が生じてくることになるのでしょうか。

○学校教育課長

基本的に、この結果の通りになります。もし、拒否された場合、最終的には、やはり保護者の意向を尊重する必要がありますので、対応を考えることになります。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

今の小学1年生から中学2年生の合計が177人とある一方で、新小学1年生は合計80人という数字が示されており、割合が高いように思えます。何か理由があるのでしょうか。

○学校教育課長

この新就学児につきましては、昨年度で121人、その前の年度で119人、さらにその前の年度で120人でした。したがって、逆に今回は少ない方だと思います。

小学校で、例えば、特別支援学級に入ったとしても、通常学級に行けるような指導を学校で行うため、途中で通常学校に戻る子がおります。したがって、新小学1年生の数字だけ見た場合、割合が高く見えるのだと思います。

○大澤委員

「通常の学級」の欄がありますが、これは、保護者としては特別支援学級等に入りたい意向があるにも関わらず、通常学級が適していると判断された児童生徒数なのではないでしょうか。

○学校教育課長

二通りあります。今、大澤委員が話されたパターンのほか、今までは特別支援学級等に入っていましたが、次年度からは通常学級で問題ないと判断された児童生徒数でもあります。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第4号「平成30年度那須塩原市教育支援委員会の審議結果の決定について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<報告第1号及び報告第2号について>

○大宮司教育長

次に、報告に入ります。報告第1号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第2号「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第1号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第2号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。